

京都市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第41号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第407号）の施行により食品衛生法施行令の一部が改正され、食品衛生法第29条第2項の規定に基づき本市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、これらの基準を定めることとしました。

この条例で定める基準は、現行の厚生労働省令で定める基準と同様の基準としました。

この条例は、平成25年1月9日から施行することとしました。

京都市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第41号

京都市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令第8条第1項の規定に基づき、本市が設置する食品衛生検査施設(以下「施設」という。)の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員)

第3条 施設には、検査又は試験のために必要な職員を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)